

西条市健康づくり キヤッチフレーズ・ロゴマーク 使用ガイドライン



あしたの健幸を支える
～今からできることを ちょっとだけ～

令和7年

西条市

1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、西条市健幸づくり推進パートナー制度実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第13条の規定に基づき、推進パートナーおよび西条市がキャッチフレーズ・ロゴマークを適切かつ効果的に活用するための指針を示すものです。

キャッチフレーズ・ロゴマークの統一的な使用を通じて、市民・団体・企業・行政等が一体となり、健幸づくりの機運を高めることを目的とします。

2 ロゴマークの概要

(1) ロゴデザイン



あしたの健幸を支える
～今からできることを ちょっとだけ～

(2) コンセプト

「誰もが健幸で自分らしく暮らせる未来を、日々の小さな行動から実現する」という想いを込めています。

(3) 構成要素

「健幸」を象徴するハートと、「ちょっとだけ」を表すハンドジェスチャー（親指と人差し指）を組み合わせたデザイン。



3 使用の基本ルール

(1) 使用者の範囲

推進パートナーおよび西条市に限り使用可能です。

(2) 使用条件

①カラーコード



あしたの健幸を支える
～今からできることを ちょっとだけ～

■ M:45% Y:30%

■ M:20% Y:20%

■ K:90%

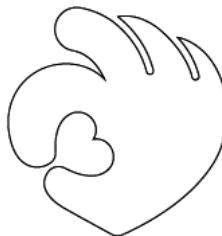
(白黒にした場合)



あしたの健幸を支える
～今からできることを ちょっとだけ～



②禁止事項

<p>境界線を使用しないでください。</p>  <p>あしたの健幸を支える ～今からできることを ちょっとだけ～</p>	<p>線画で使用しないでください。</p>  <p>あしたの健幸を支える ～今からできることを ちょっとだけ～</p>
<p>光彩や陰影を使用しないでください。</p>  <p>あしたの健幸を支える ～今からできることを ちょっとだけ～</p>	<p>ぼかしを使用しないでください。</p>  <p>あしたの健幸を支える ～今からできることを ちょっとだけ～</p>
<p>変形しないでください。</p>  <p>あしたの健幸を支える ～今からできることを ちょっとだけ～</p>	<p>文字間や文字サイズを変更しないでください。</p>  <p>あしたの健幸を支える ～今からできることを ちょっとだけ～</p>
<p>色や明度が似した背景に配置しないでください。</p>  <p>あしたの健幸を支える ～今からできることを ちょっとだけ～</p>	<p>規定のカラータイプ以外を使用しないでください。</p>  <p>あしたの健幸を支える ～今からできることを ちょっとだけ～</p>

4 使用可能・不可能な事例

（1）使用可能（例）

西条市主催の健康イベント、広報物、啓発資料 など

推進パートナーによる健康づくり活動のチラシ、SNS 投稿、ノベルティ など

（2）使用不可（例）

推進パートナーでない事業者による使用

営利目的の広告、政治・宗教活動との関連付けのある使用

公序良俗に反する目的・内容との併用

5 著作権・商標・使用権

ロゴマークの著作権は西条市に帰属します。推進パートナーは、本ガイドラインで示された範囲内で、適正な使用を遵守することを条件に、自由に使用可能です。不適切な使用が確認された場合は、使用停止を求めるとともに、実施要綱第14条第2項第3号の規定に基づき、登録を取り消すことがあります。

6 ガイドラインの見直し

ガイドラインは必要に応じて改定を行います。改定を行った際には、市ホームページ等で周知します。

8 問い合わせ

使用に関する問い合わせや申請は、以下の窓口までご連絡ください。

西条市こども健康部 健康医療推進課

電話：0897-52-1215 メール：kenkoiryo@saijo-city.jp